


所管部課	環境部 環境課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市都市公園条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市都市公園条例施行規則			
	部課機関	都市計画課、社会教育課			
1 要旨					
<p>(1) 平成29年6月15日に施行された都市公園法施行令の一部改正を受け、「東大和市都市公園条例」の一部を改正するものである。</p> <p>【都市公園法施行令第8条の改正内容】</p> <p>①改正前 →都市公園の運動施設の敷地面積率は、敷地全体の100分の50を超えてはならない。</p> <p>②改正後 →100分の50を参酌し、地方公共団体が条例で定める割合を超えてはならない。 (附則) この政令の施行の日から起算して、1年を超えない期間において、条例が制定されるまでの間は、100分の50が定められているものとみなす。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>①第1条の7の次に、次の1条を加える。 → (運動施設の敷地面積の基準) 「第1条の8 令第8条第1項に規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、100分の50とする。」</p> <p>②その他、文言整理 →第1条の7第2中「昭和31年政令第290号」の次に、「。以下「令」という。」を加える。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 都市公園に占める運動施設の割合を規定することにより、市内都市公園の良好な環境整備に資する。</p>					
2 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>(1) 平成29年6月15日 都市公園法施行令の一部改正施行</p> <p>(2) 平成30年4月 文書課において審査済み</p>					
3 留意事項 (問題点等)					
他市状況 ①100分の50→19市 ②検討中→7市					
4 主管部処理案 (検討結果等)					
平成30年第2回市議会定例会に、議案として提出したい。					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。